

学校施設（体育館）使用申請について

令和5年12月
佐世保市立清水中学校

1 使用可能曜日・時間

平日（月曜日～金曜日） 19時～21時

許可する使用時間には用具等の準備、撤去、掃除等の時間が含まれますので、

21時には清掃を含めて退館し、校外へ移動をお願いします。

2 使用中止日

- (1) 土・日・祝日
- (2) 夏季・冬季休業中の学校閉庁期間 ※年によって変わります。
- (3) 卒業式等の学校行事や大会当日等の前後（事前にHPでお知らせします）

3 使用許可申請手続き

使用希望前月の1日～20日の16時までに本校事務室へ申請書をご持参ください。

※ただし、使用希望日が重複した場合は、抽選を行います。その際は、当該団体にご連絡します。

※20日が土日祝の場合は、直前の学校開庁日16時までに申請をお願いします。

4 施設使用許可書

- (1) 使用許可申請が承認されると、「施設使用許可書」が交付されます。
- (2) 利用する日は許可証を持参し、管理員室代行員へ提示をお願いします。また、使用前と使用後に代行員の指示に従って、体育館使用簿に記入をお願いします。
- (3) 許可を受けて、キャンセルの場合は、当日の16時までに連絡をお願いします。
- (4) その月の利用がない場合は、前月の20日16時までに連絡をお願いします。
- (5) 使用許可後に学校行事等のため使用できなくなる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

5 その他

- (1) 使用内容（競技の種類等）によっては、使用できない場合がありますのでご相談ください。
- (2) 体育館を利用する際は、明かりが漏れぬよう暗幕を閉め、利用後は暗幕を開けて退館してください。
- (3) 代行員の指示に従ってください。
- (4) より多くの市民へ利用をしていただくため、本校では半面ずつ利用をしておりますのでご理解ください。
- (5) 使用料は無料ですが、電気代を実費徴収致します。1時間510円、半コートの場合は半額となります。
- (6) 電気料は、納期限までに必ず納入してください。未納付が続く場合は、体育館使用許可を取り消す場合もあります。
- (7) 半面コート使用許可の場合は、他の団体が休んだ場合でも照明は半分使用してください。
- (8) 体育館シューズやラケット・シャトル、ボール等の消耗品はご持参ください。その他、申請時にご確認ください。

6 許可条件

- (1) 使用者は施設に損害を加えてはならない。
- (2) 使用者は使用許可以外の施設を無断で使用したりしてはならない。
- (3) 使用者は施設に無断ではり紙又は釘類を使用したりしてはならない。
- (4) 使用者は施設の無断変更をしてはならない。
- (5) 使用者は学校敷地内で喫煙をしてはならない。
- (6) 使用者は施設の使用を終った場合は直ちに現状に復し消灯・清掃及び下記の始末を確実にしなければならない。
- (7) 使用者は自己の責任において上記各項を参集者に遵守させなければならない。
- (8) 使用者が濃いまたは過失によって施設に損害を加えたときは原状回復または賠償をしなければならない。
- (9) 使用に際し特に付した条件